限定承認公告

本籍富山県南砺市大西二三八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　谷澤　榮一

右被相続人は平成二十九年一月十七日死亡し、その相続人は平成二十九年四月二十六日富山家庭裁判所高岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十七日

富山県砺波市高波六八三番地一二

相続財産管理人　谷澤　健一

限定承認公告

本籍鹿児島県伊佐市菱刈南浦三三九番地一号、最後の住所鹿児島県霧島市隼人町東郷六三六番地二号　被相続人　亡　白石　安己

右被相続人は平成二十八年八月三日死亡し、その相続人は平成二十九年五月九日鹿児島家庭裁判所加治木支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十七日

鹿児島県霧島市隼人町東郷六三六番地二号

限定承認者　東久保素千和

第二種金融商品取引業の廃止公告

当社は、平成二十九年六月十九日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法及び第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十九年五月十七日

札幌市北区北一〇条西三丁目一―三

有限会社Ｔ，ｓフロンティア

代表取締役　尾ケ瀬隆尚

訂正公告

平成二十九年三月七日掲載の組織変更公告中、「合同会社チームサンタ」とあるは「合同会社ＴｅａｍＳａｎｔａ」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年五月十七日

宮城県仙台市青葉区新坂町一七―一

合同会社ＴｅａｍＳａｎｔａ

代表社員　三浦　崇

取消公告

平成二十九年二月二十七日（号外第三十八号）掲載の組織変更公告（枠組）は取り消します。

平成二十九年五月十七日

東京都港区北青山二丁目五番八号

ネットスイート株式会社

代表取締役　金子　忠浩

正　誤

平成二十九年四月十四日（号外第八十二号）公布財務省令第三十六号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

五七ページ終りから二行目の「第68の9第3項」は「第68条の9第3項」の誤り。

八五ページ終りから二行目の「及び」は「を削り、「租税特別措置法第68条の62」を「同法第68条の62」に改め、」の誤り。

九一ページ一四行目から一五行目の

「に改め、「

Ⅰ　支配関係発生日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書

」を」の誤り。

同ページ一五行目の

「

Ⅰ　支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書

」に」は

「

Ⅰ　支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書

」に」の誤り。

同ページ終りから六行目の

「

Ⅰ　関連法人支配関係発生日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書		
資産を関連法人支配関係発生日において有する関連法人名	引継資産となる資産又は保有資産となる資産の別	引継資産・保有資産

」を」は

「

Ⅰ　関連法人支配関係発生日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書		
資産を関連法人支配関係発生日において有する関連法人名	引継資産となる資産又は保有資産となる資産の別	引継資産・保有資産

」の誤り。

同ページ終りから六行目の

「

Ⅰ　関連法人支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書		
資産を関連法人支配関係事業年度開始日において有する関連法人名	引継資産となる資産又は保有資産となる資産の別	引継資産・保有資産

」には

「

Ⅰ　関連法人支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書		
資産を関連法人支配関係事業年度開始日において有する関連法人名	引継資産となる資産又は保有資産となる資産の別	引継資産・保有資産

」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十七日付第一〇三号九　六ページ●同日付政府調達第九一号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）